

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示
東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更した件三件

告 示

福島県告示第二百五十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、広野檜葉都市計画の変更に係る広野檜葉都市計画に定めるべき事項が記載された広野町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 変更がされた都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 広野檜葉都市計画緑地
 - 2 名称 一号ひろの防災緑地
- 二 都市計画の変更を定めた土地の区域
 - 1 新たに都市計画に含まれた土地の区域
双葉郡広野町のうち大字下浅見川字観音前、字川原田、字比屋蔭及び字前川原の各一部の区域並びに大字下北迫字宮田、字久保田及び字前川原の各一部の区域
 - 2 都市計画から除外された土地の区域
双葉郡広野町のうち大字下浅見川字観音前、字川原田、字比屋蔭、字前川原及び字本町の各一部の区域並びに大字下北迫字宮田、字久保田及び字前川原の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所

福島県土木部都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第二百五十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、広野檜葉都市計画の変更に係る広野檜葉都市計画に定めるべき事項が記載された広野町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 変更がされた都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 広野檜葉都市計画道路
 - 2 名称 三・六・一号下浅見川下北迫線
- 二 都市計画の変更を定めた土地の区域
 - 1 新たに都市計画に含まれた土地の区域
双葉郡広野町のうち大字下浅見川字川原田、字比屋蔭及び字前川原の各一部の区域並びに大字下北迫字宮田及び字北釜の各一部の区域
 - 2 都市計画から除外された土地の区域
双葉郡広野町のうち大字下浅見川字観音前、字坊田、字川原田、字比屋蔭、字前川原及び字本町の各一部の区域並びに大字下北迫字宮田、字久保田、字北釜、字東町及び字大谷地原の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所
福島県土木部都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第二百五十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、広野檜葉都市計画の変更に係る広野檜葉都市計画に定めるべき事項が記載された広野町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 変更がされた都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 広野檜葉都市計画河川
 - 2 名称 一号浅見川
二号北迫川
- 二 都市計画の変更を定めた土地の区域

- 1 新たに都市計画に含まれた土地の区域
双葉郡広野町のうち大字下浅見川字観音前、字坊田、字川原田及び字前川原の各一部の区域
- 2 都市計画から除外された土地の区域
双葉郡広野町のうち大字下浅見川字比屋蔭及び字前川原の各一部の区域並びに大字下北迫字北釜、字久保田、字前川原及び字腰巻の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)